

諮問庁：防衛装備庁長官

諮問日：平成29年12月21日（平成29年（行情）諮問第491号）

答申日：平成30年3月8日（平成29年度（行情）答申第513号）

事件名：マイクロ波聴覚効果を用いる兵器等に関する文書等の不開示決定（不
存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月19日付け装官総第10137号により防衛装備庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由の要旨は、審査請求書、意見書1及び意見書2によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

本件対象文書について不開示決定されていますが、現在国内で被害を訴えている方は特定法人では特定年月日特定名の被害者が確認されています。

ア 可聴性電波

第二次世界大戦中に、戦場でレーダーアンテナの近くで、マイクロ波の可聴を観察していましたが、秘密にされていました。1962年に米国コーネル大学アラン・フレイ教授が、レーダー用送信機を使った実験結果を論文にして、マイクロ波聴覚効果を発表しています。その後、マイクロ波聴覚効果は再現実験がされています。1999年には、世界保健機構（WHO）がマイクロ波聴覚効果を認めています。即ち、200MHzから6.5GHzの周波数の電波をパルスとして人間の頭部に発射したとき、ザーザー、カチカチ、シューシュー、ポンポンなど様々な音として聞こえます。

イ マイクロ波聴覚効果を応用した音声装置

米国陸軍ウォルター・リード研究所が、マイクロ波聴覚効果を応用

した電子機器を使って、人間の頭部に直接、音声を送信することに成功しています。可聴性電波があれば、この可聴性電波を利用して、人間の頭部に直接、音声を送信することができるのは、自明のことです。更に、2006年12月に、米国陸軍情報保全隊は、極秘文書を情報公開し、頭部に直接、音声を送信できる技術を機密解除しています。マイクロ波聴覚効果を応用して、人間の頭部に直接、音声を送信する電子機器については、複数の米国特許が取得されています。

ウ テレパシー通信

米軍は、人間の思考をコンピュータ経由で伝達するテレパシー通信技術を開発したことを情報公開しています。同様に、防衛省技術研究本部先進技術推進センターは、「技本版 i f の世界（先進技術が開く新たな戦い方）」という文書、15ページで、テレパシー研究開発に言及しています。

（中略）

上記のようなマインドコントロール等の内容の声の送信の仕方や電気刺激を抵抗できない、発言力の弱い低所得者、患者、囚人に対して行っているように感じる。このような兵器並びに装置を民間人が所持するとは考えられない。仮に所持又は所持の疑いがあるなら公安調査庁や防衛省が黙っているとは考えられない事から黙認される立場の組織等が行っていると推察される。

（後略）

（2）意見書1（添付資料省略）

（前略）

「技本版 i f の世界（先進技術が開く新たな戦い方）」ではテレパシー通信技術について記載しており、その他強化スーツ等についても既に実現化している。

（中略）

電波法30条では「無線設備には、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、総務省令で定める施設をしなければならない。」とあり自衛隊法112条では適用除外を定めている。つまり、人体に危害を与える兵器を通信設備名目で法律的に自衛隊は配備することが可能であることがわかる。

（後略）

（3）意見書2（添付資料省略）

（前略）

2004年文書では通信機器を修理製造する施設を東京の米軍横田基地に作る際に660万ドルの建設費を日本側がほとんどを負担したとし、

ここで作られたアンテナはアフガニスタンでのアルカイダ攻撃を支えたアンテナと記載されており，世界での諜報活動に使われているとも記載がされている。ここで制作されたアンテナがマイクロ波聴覚又は刺激作用，熱作用を起こせる兵器かもしれない，XKEYSCOREに関しても日本用のバージョン提供が記事になっている。

(後略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものであり，本件開示請求を受け，請求内容に合致する行政文書を探索したが，保有を確認できなかったことから，法9条2項の規定に基づき，平成29年7月19日付け装官総第10137号により不開示決定（原処分）を行った。

本件審査請求は，原処分に対してされたものである。

2 法9条2項該当性について

原処分に当たり防衛装備庁内の各関係部署において本件対象文書の探索を行ったが，その保有を確認できなかった。本件審査請求を受け，更に確実を期すために再度の探索を行ったが，本件対象文書の保有は確認されなかった。よって対象文書を作成又は取得しておらず該当する文書の保有は確認できず，該当文書は作成されていない。よって審査請求人の主張はいずれも理由がなく，原処分を維持することが妥当である。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は，原処分の取消しを求めるが，本件対象文書について法9条該当性を十分に検討した結果，その全てが上記2のとおり同条2項に該当することから不開示としたものであり，審査請求人の主張は理由がなく，原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成29年12月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年2月7日 審査請求人から意見書1及び資料を收受
- ④ 同月9日 審査請求人から意見書2及び資料を收受
- ⑤ 同年3月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものであり，処分庁は，これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求が特定の装置や兵器及びその生体効果等に関する文書の開示を求めるものであったため、関係部署において本件対象文書を探索したが、本件開示請求に記述された装置や兵器等に関連する施策等を行っておらず、本件対象文書の保有を確認できなかった。

イ また、審査請求書及び意見書1において、防衛省旧技術研究本部（現防衛装備庁）が作成した資料について言及されているが、当該資料は、先進技術への取組に関して、SF映画などに見られるような装備等を実現するために適用可能性のある技術等を例示しているにすぎず、防衛装備庁において本件対象文書を保有していることを示すものではない。

(2) そこで、本件対象文書の探索の方法及び範囲について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件開示請求を受け、関係部署において執務室、書庫及びパソコン上のファイルの探索を行ったが、その保有を確認できなかったとのことであり、探索の方法及び範囲について特段の問題はないと認められる。

(3) また、審査請求書及び意見書1において言及されている上記(1)イの資料は、防衛装備庁のウェブサイトに掲載されているが、当審査会において当該資料を確認したところ、その記載内容は、上記(1)イの諮問庁の説明のとおりでであると認められ、これを覆すに足りる事情は認められない。

(4) そうすると、その外、審査請求人が、防衛装備庁において本件対象文書を保有していると認めるに足りる具体的な根拠を示していないことも踏まえると、本件対象文書の保有を確認できなかったとする諮問庁の説明を首肯せざるを得ず、防衛装備庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛装備庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

- 1 マイクロ波聴覚効果，マイクロ波聴力効果，フレイ効果，人工テレパシー又は同様の効果を用いる又は引き起こす装置や兵器，インプラント（体内のチップ含む）又は非接触並びに遠隔から脳波や生体情報を測定又は追跡，遠隔から人体に刺激又は熱作用を与える装置や兵器，非殺傷兵器の生体効果に関する文書，催眠又はマインドコントロールの使用に関連した全ての文書
- 2 1の対象とされた国内外の人数，男女比，年齢，職業
- 3 1が国内で使用され傍受，使用された記録等，又は国内で観測（外国から国内へ向けて使用）された記録等